

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金 が支給されます

問合せ先 健康福祉部地域福祉室
(あいあい ☎84-3312)



～特別弔慰金の趣旨～

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔意の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
 - 2 戦没者等の子
 - 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限

平成30年4月2日まで

※請求期限を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

請求窓口

請求窓口の混雑が予想されることから、次のとおり7月17日(金)まで、受付期間を地区割りにします。支給対象となる人は、該当する地区の受付期間内に各窓口へお越しいただくようお願いします。

※対象となる受付期間に都合の合わない人は、随時受け付けをします。

- 健康福祉部地域福祉室
(総合保健福祉センター(あいあい)1階3番窓口)

地区	受付期間
亀山西地区	6月15日(月)～6月19日(金)
亀山東地区	6月22日(月)～6月26日(金)
亀山南・昼生地区	6月29日(月)～7月3日(金)
野登・白川・神辺地区	7月6日(月)～7月10日(金)
井田川・川崎地区	7月13日(月)～7月17日(金)

- 市民文化部地域サービス室
(関支所1階)

地区	受付期間
関地区	6月15日(月)～6月26日(金)
加太・坂下地区	6月29日(月)～7月10日(金)

持ち物など

- ▷戸籍抄本(新規申請者は、受付・相談後に提出)
- ▷印鑑(スタンプ印は不可)
- ▷戦没者と遺族との関係が分かる資料(任意に作成)
- ▷第8回または第9回特別弔慰金裁定通知書(交付された人のみ)